

## 第1回 木更津市景観推進審議会 会議録

○開催日時：平成28年4月20日（水）午後2時30分から午後3時30分まで

○開催場所：木更津市役所駅前庁舎8階 防災室・会議室

○出席者氏名：

（審議会委員）阿部貴弘、依田彩、白石哲也、鈴木克己、野口義信

吉野寛、菊間秀次郎、木村滋、金子康男、尾形祥子

（事務局）住田都市整備部部长、宮澤都市整備部次長兼都市政策課課長

中村副主幹、椎名主査、中野技術員、柳内技術員

○議題及び公開非公開の別：

- ・審議会会長の選挙（公開）
- ・審議会職務代理者の指名（公開）
- ・議題1 景観表彰要領（案）について（公開）

○傍聴人の数：0名

○会議内容

司会（宮澤次長）定刻となりましたので、ただいまから第1回木更津市景観推進審議会を開催いたします。会に先立ちまして、委員の皆様には辞令を交付させていただきます。市長から交付させていただきますので、自席でお待ちいただき、順番になりましたら、その場で、ご起立をお願い致します。

（辞令交付）

司会（宮澤次長）それでは、第1回木更津市景観推進審議会を開催致します。会議につきましては、木更津市景観規則第30条第2項の規定により、成立しております。

また、この審議会は、原則として公開でおこなわれておりますが、本日は傍聴希望者がおりませんので、このまま進めさせていただきます。

次に市職員の紹介をさせていただきます。都市整備部長の住田でございます。都市政策課景観推進担当総括の中村でございます。事務局の椎名、中野、柳内と私、宮澤でございます。

以上で職員の紹介を終わります。

次に、配布資料の確認をお願いします。本日の審査会次第と出席者名簿、席次表、議題1、木更津市景観条例及び木更津市景観規則、その他として景観形成重点地区の候補地区における調査結果について綴られております。ま

た、別冊で「木更津市景観計画」というカラーの冊子です。

それでは議事に入ります。議長は会長が務めることとなっておりますが、本日は第1回目の審議会であります。そのため、会長及び会長職務代理を委員の皆様による互選で決める必要がございます。会長、会長職務代理が選出されるまでの間、議事の進行を、私が仮議長を務めさせていただくこととしたいたのですが、よろしいでしょうか。

各委員 異議なし。

仮議長（宮澤次長）私が仮議長を勤めさせていただきます。

次第の2、会長の選出について、事務局より説明願います。

事務局（中村副主幹）木更津市景観規則第29条第1項の規定により、会長の選出は、委員の皆様による互選とされております。そこで、会長1名の選出をお願いするものであります。

仮議長（宮澤次長）事務局より、会長1名を選出願いたいとのことでございます。選出について、委員の皆様のご意見はいかがでしょうか。

吉野委員 景観関係について見識の非常に深い阿部委員が適任かと思っておりますので、阿部委員を推薦致します。

仮議長（宮澤次長）吉野委員から、会長は阿部委員が適任との意見がございましたが、いかがでしょうか。

各委員 異議なし。

仮議長（宮澤次長）阿部委員に会長として、ご就任いただきたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

各委員 異議なし。

仮議長（宮澤次長）異議がなければ挙手をお願い致します。

（全員挙手）

それでは、会長は、阿部委員にお願いしたいと存じます。

会長の選出の案件につきましては、決定いたしましたので、仮議長の職を解かせていただきます。ありがとうございました。

会長が決定いたしましたので、阿部会長よりご挨拶をたまわりたいと存じます。

議長（阿部会長）日本大学理工学部まちづくり工学科准教授の阿部と申します。

私は千葉県出身でして、日本大学は、千葉県内にいくつもキャンパスがありまして、木更津市の景観計画の策定に際しては、木更津市景観計画策定等検討委員会の委員長を勤めさせていただきました。景観計画の推進にあたってゆかりのある立場でこの審議会の会長として、これからも木更津市の景観に貢献していきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い致します。

司会（宮澤次長）ありがとうございました。木更津市景観規則第30条第1項の規定に

基づき、審議会の会議は、会長がその議長となることとなっております。

これからの議事進行は、阿部会長にお願いいたします。

議長（阿部会長） それでは、これより議長をつとめさせていただきます。

また、木更津市景観規則第29条第3項に会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理するとなっております。

私から会長の職務代理者に野口委員を指名したいと思いますが、みなさんいかがでしょうか。

会長の職務代理は野口委員にお願いいたしたいと思いますので、ご協力お願い致します。

それから、議事に入る前に、次第の3にあります、木更津市景観計画及び木更津市景観条例について事務局からお願いします。

事務局（中村副主幹） 景観計画の説明の前にお配りしました、カラーの冊子の33ページを開いていただきたいと思います。こちらの上の方に②木更津を象徴する木更津内港、その下が②港町となっております、②が2つございますので、上の方を①ということで訂正致して、木更津という所を木更津市に直したいと思います。正誤表の方を入れておいたのですが、正誤表も若干間違っておりますので、大変申し訳ございません。訂正致します。

それでは、説明の方をさせていただきたいと思います。資料は平成25年3月に景観法に基づく景観行政団体となり、景観形成にかかる基本的な方針や基準等を定める景観計画の策定に取り組んで参りました。

タウンミーティングでの意見や木更津市景観計画策定等検討委員会での審議等を経て、平成28年3月に、豊かな、自然を活かし、歴史・文化と新たな息吹が織りなす美しい景観づくり、里山・里海に抱かれた南房総の玄関口を基本理念とする木更津市景観計画を策定致しました。この景観計画につきましては、皆様が今、ご覧になっているカラーの冊子でございます。表紙に今、私が申しました、基本理念が書いてございます。常に目に触れるような形になっております。

開いていただきますと、市長の挨拶、次に目次、実質3枚目が1ページ目ということになっております。

この1ページ目ですが、景観について何故重要なのかということが書いてございます。

景観とは、人間を取り巻く環境の眺めであり、山や川などの自然なもの、橋や建物など人間が作ったもの、あるいは水田や畑などの農地、これらが相互に影響しあって、それぞれ地域固有の景観をつくりあげています。

地域の歴史・文化や産業を映し出す景観は、こうした個性豊かなまちづくりを進めていく拠り所として、非常に重要であるといえます。

3 ページ目に木更津市の景観計画策定について目的が記載してございます。本市は景観法の基本理念を踏まえた良好な景観形成を推進していくために、平成25年3月に景観法に基づいて景観行政を行う景観行政団体となり、平成28年3月に、景観形成に係る基本的な考え方や基準を明らかにし、市民・事業者・行政の協働によって、木更津らしい個性ある景観の保全と形成を図ることを目的として、景観法に基づく木更津市景観計画を策定いたしました。

5 ページ目は、この景観計画の冊子がどのような構成になっているのか記載してございます。

14、15 ページは、木更津市の景観の現状について、市内をいくつかに分け概況を記載したものでございます。

東京湾沿いの金田地区では干潟の景観からアクアラインの景観、商業施設を中心とした街づくりなどの景観、岩根地区では岩根駅を中心とした市街地や水田などの農地、木更津地区では木更津駅を中心とした歴史あるまちなみや港の景観、太田山の景観など波岡地区や清川地区においては、住宅地や烏田川・畑沢川などの河川景観、清川地区や鎌足地区では、山林や農村の景観、富来田地区では山林や丘陵などの景観の概況を記載してございます。

25 ページは、景観計画区域について記載してございます。

26 ページは、木更津市の景観は自然や街並みなど、多様に渡っていることは説明申し上げましたが、広域道路網の整備によって南房総の玄関口ともなっており、観光客を始めとして様々な人と物が行き交う地域となっています。このような状況を踏まえ、景観形成にあたっては、地域に受け継がれてきた木更津ならではの自然環境や歴史・文化資源を活かしつつ、新たな開発等を適切に誘導し、美しく、賑わいが感じられる景観づくりに取り組むことが大切など基本理念について記載してございます。

そして、27 ページは基本理念に基づく、大切な景観を次世代に引き継ぐ、都市の景観を整える、景観まちづくりにおける市民の参画を促し、活動を支援するなど、実現するための基本方針を記載してございます。

31 ページからは、地区別方針として木更津地域を8つにわけ、8つの地区別に景観形成に関する方針を記載したものでございます。

港を含む木更津地区から自然豊かな富来田地区まで、多様な景観を的確に把握し、保全や誘導を行うよう写真も多用しながら記載しているものがございます。

32 ページからは、地区別の現況につきまして写真を使って説明してございます。

少し飛ばさせていただきますが、63 ページは良好な景観形成に関する行

為の制限について、木更津市の景観に大きな影響を及ぼすことが予想される一定の規模以上の建築物等については、届出対象行為とし、景観形成基準を定めたものでございます。

主な対象としましては63ページの表に書いてあります、建築物高さ10m、面積500平方メートル、工作物高さ6m以上の煙突等の内容を記載してございます。

67ページは、景観形成の基準について書いてございます。

(1)は、建築物の基準を記載しております。簡単に説明しますと位置・配置については地域の景観的特徴を損なわないように、高さ・規模は周囲の景観と調和し形態・意匠についてはまち並み全体の調和をはかり、まち全体の統一感を持たせる色彩については周辺の建築物や背景となる景観と調和する色彩を使用するなどについて記載してございます。工作物の基準に関しても基本的な考えは建築物と同じでございますが、記載してございます。

70ページは、開発行為の基準で周辺環境との調和を図る、などについて定めてございます。そして、70ページの下の方は、堆積の基準について、高さをできるだけ抑える旨を記載してございます。

また、建築物の色彩については周辺の建築物や背景となる景観と調和する色彩を基本とするなどございます。71ページから74ページまでにつきましては、色彩についての基準について記載したものでございます。

83ページは景観形成重点地区について記載してございます。

先程景観計画の対象を市内全域と説明いたしましたが、本市の景観形成を図る上で特に重要な地区を景観形成重点地区として指定し、積極的な景観形成を図ります。

指定の方針としては、木更津の顔であり、市の重要な拠点となる地区。

特徴的な歴史文化の風情を残し、その維持や育成を図る必要のある地区。

など、いくつか方針がございます。

指定に当たっては地域住民等と協議をしながら進めますが、指定にあたっては景観推進審議会の意見を聴くものとなっておりますので、その際は当審議会でご意見をお願いしたいと思っております。

重点地区の候補につきましては3地区ございます。1つは、かずきアカデミアパーク地区。1つは、木更津駅西口(みなと口)地区。そしてもう1つは、かずきアクアシティ地区となっております。昨年度、この候補3地区につきまして、調査委託を行っております。この後、その他と致しまして調査結果を報告させていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。景観計画についての説明は以上です。

続きまして木更津市景観条例について引き続き御説明させていただきます。

第1条の目的から記載してございますが、今回は第1回目の審議会でございますので、第26条についてご覧いただきたいと思っております。

第26条につきましては、木更津市景観推進審議会、この審議会について規定したものでございます。

第26条、景観形成について必要な事項を調査審議するため、木更津市景観推進審議会を置く。第2項として審議会は、市長の諮問に応じて、次に掲げる事項について調査審議し、答申をいたします。

第1号につきましては、景観計画の変更に関する事、条例で申しますと第7条に規定していることでございます。

第2号と第3号は届出に係る行為が景観計画に適合しない場合、変更などの勧告が出来、従わない場合公表することができる旨が規定してございます。

これは、条例では、第16条、第17条に規定してございます。

第4号、第5号、第6号につきましては、景観重要構造物、景観重要樹木、景観重点地区の指定や解除に関することでございます。

第7号、第8号につきましては、本市の景観形成の推進のために活動する団体の認定に関することでございます。

第9号はその他景観形成について、市長が必要と認める事項ということになってございます。いわば本市の景観行政を進めていく上での重要な事項を審議いただく場でございます。

第27条につきましては、景観アドバイザーについて規定してございます。

第27条市長は、景観形成を推進するに当たり、技術的又は専門的な助言を聴くため、木更津市景観アドバイザーを置く旨を規定しており、第2項としまして、景観アドバイザーは、市長の求めに応じ、次に掲げる事項について、技術的又は専門的な助言を行う。として第1号から第3号まで事項が規定されてございます。

第1号は届出行為の景観計画に対する適合審査でございます。第2号は、その事前相談。そして3号はその他市長がその他認めるものとなっており、審査において判断が難しいような案件が来た場合にアドバイスを求めることができるということとなっております。

第1条でございますが、この第1条は、目的でございます。この景観条例は景観法の施行に関し必要な事項を定めるとともに、良好な景観の形成を推進するための施策を講ずることにより、木更津らしい個性ある景観の保全と形成を図ることを目的としています。

第3条と第4条につきましては、市の責務と市民等の責務が記載してございます。

良好な景観形成を図っていくには、行政と市民等が協力して行っていくこと

が必要です。それらを記載したものでございます。第6条からは景観計画について規定したものでございます。第6条では景観計画の策定について規定してございます。

第7条については、景観計画を変更しようとする場合は市民等の意見を反映させ、景観推進審議会の意見を聴かなければならない旨が規定してございます。第8条では、届出対象外であっても景観計画に適合するよう努めなければならない。第9条では、届出について事前相談をすることができる第10条では、事前相談の時に助言や指導をすることができる。第11条につきましては、届出に関する図書等が規定してございます。第12条では、土石など堆積物の届出について。第13条では、建築物・工作物・開発行為の届出に関する旨が規定されてございます。第14条では、届出行為を完了したときの届出ということでございます。第15条につきましては、届出に係る変更命令や、着工してしまった場合の是正命令を行うことができる旨を定めたものでございます。

第16条以降につきましては、最初の審議会の説明の際に触れた部分でございますが、第16条については、届出の勧告又は命令を行うにあたり審議会の意見を聴くものとする。第17条については、届出をしない又は勧告に従わないものは公表できる旨、その際は審議会の意見を聴かなければならない。第18条については、景観重要建造物の指定をするときは審議会の意見を聴かなければならない。第19条については景観重要建造物の管理の基準について規定してございます。第20条については、景観重要樹木の指定を行う場合、景観重要建造物（第18条）を準用するというところでございます。第21条については景観重要樹木の管理の基準について規定してございます。第22条は景観形成重点地区について、景観計画に定めることができる旨が規定してございます。第23条は景観まちづくり団体の認定について規定してございます。第24条は景観まちづくり団体の認定の取消しについてでございます。第25条は表彰について、規定してございます。

また、この条例を施行するにあたり、木更津市景観規則も制定してございます。資料はすぐ後ろに、インデックスをつけて資料としてございます。申し訳ありませんが、後で目をとおしていただければと思います。

まことに簡単であります。これで木更津市景観計画、景観条例についての説明を終わらせていただければと思います。ありがとうございました。

議長（阿部会長） この景観計画及び景観条例というのは、できたからすぐ結果が出るものではなくて、できれば景観を良くしていくための道具として、参考書と同じように、買って満足して勉強しないのではなく、この道具を使わなければ景観は良くはなりませんので、初めてご覧になる方にとっては、わから

ない事だらけかも知れませんが、何かここでご質問、あるいはご意見等ある方はお願いします。

白石委員 この景観条例は、景観法に基づいて市が作成されていると思いますが、景観法の方には罰則規定とかなにかあるのでしょうか。強制力のあるものはあるのでしょうか。

事務局（中村副主幹）届出等につきましての罰則はございますが、実は、届出範囲につきましての記載は、条例ですとある一定以上のものについて届け出なさいと規定してありますが、その条例がないと全て行為について届け出が必要となります。罰則についてはありますが、景観法を運用しますと全ての行為に届出が必要になり、所有者の負担が増加する恐れがあるため、条例である程度運用に則したような形で整備しないと、そのまま景観法ということでもありますと、例えば全てにおいて届出が必要ということだと非常に所有者及び行政的には負担がかかってしまいますので、あくまで条例の方で整備したいというのが主旨でございます。

議長（阿部会長）私も詳細はうろ覚えですけど、命令に従わなかった場合は、あるいは、認定をしないまま、認定を受けないまま建築してしまった場合に関しては、罰金を一団体いくら。今、ご覧いただいたのは、景観法は、全ての対象としていますが、実務上全て届出られても密な対応ができないので、これは届出しなくてもいいですよ、というのを条例で定めるということですね。

事務局（中村副主幹）はい。

議長（阿部会長）条例で範囲を定めた上でその届出の範囲内にあるものに関して規則を守らなかった場合は、景観法で罰則ということであってますか。

事務局（宮澤次長）はい。景観法の罰則規定第7章ですが、第101条から108条までが罰則の規定になっておりまして、その中で第101条ですでてくるものが、市長村長の命令に違反した者が1年以下の懲役又は、50万円以下の罰金に処するというのが、これが一番重い規定で第102条から第108条についても罰則規定が記載されております。

白石委員 千葉の景観法だと対象範囲が広いので、行政的に対応しきれないというお話だったのですが、何か条例に規定があるのでしょうか。

議長（阿部会長）届出対象に関しては、景観条例を極端な話作らなくても景観計画だけで罰則を伴う届出は可能ですが、条例を作ることで届出対象を限定することができます。

事務局（宮澤次長）景観法の第16条に、景観計画区域内において、次に掲げる行為をしようとするものは予め国土交通省令（第4号に掲げる行為にあつては、景観行政団体の条例。以下この条において同じ。）で定めるところにより、行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日、その他国土交通省令

で定める事項を景観行政団体の長に届出なければならない旨が規定されており、第4号で、前第3号に掲げるものの他、良好な景観の形成に支障を及ぼす恐れのある行為として、景観計画に従い、景観行政団体の条例で定める行為とされておりますので、この中では、少なくとも国土交通省令に対して、景観行政団体の条例がある場合には、その条例です。というように記載されております。

白石 委員 わかりました。

議長（阿部会長）他にご質問はございますか。よろしいですか。

ちなみに、届出はまだ出ていないのでしょうか。

事務局（中村副主幹）今年度、今月から施行されているのですが、まだ1件もきておりません。

事務局（椎名主査）補足ですが、景観条例が4月1日施行ですので、1ヶ月前までに届出を出しなさいということになります。そうしますと4月中は、まだ届出自体が出せないという状況となります。ですから着工日が、5月1日以降となる物件が対象となります。事前協議は何件か問合せがありますが、実際の届出というのは、5月1日以降から始まるということになります。

司会（宮澤次長）それでは、次第の4番。議事に入りたいと思います。今日の議事は1つ景観表彰要綱（案）について事務局より説明をお願いします。

事務局（中村副主幹）それでは、議題1番としまして木更津市景観表彰要領についてご説明致します。資料につきましては、綴られてございます資料の1番上のインデックスにつきまして、議題1というインデックスがついてございますのが、要領となっております。

第1条に趣旨としまして、この要領は木更津市景観条例第25条の規定により表彰することに関し必要な事項を定めるものとするであります。

申し訳ございません、再び景観条例の方、開けていただければと思います。

第25条、こちらについて第25条に表彰とあります。

市長は、景観形成に寄与していると認められる建築物、工作物等についてその所有者、設計者、施工者等を表彰することができる旨が規定してございます。第2項として、市長は、前項に掲げるもののほか、景観形成に寄与していると認められる活動を行った個人又は団体を表彰することができる旨が規定してございます。

第3項として、前2項の規定による表彰を行う場合には、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない旨が規定してございます。

表彰自体はこの条例で行うことができるとも考えられますが、必要な事項を規定した要領がないと運営には支障をきたしますということでございますので、今回、要領を制定しようとするものでございます。

この要領の第2条には表彰の名称として表彰の名称は、木更津市景観賞とする旨を規定しました。

第3条は表彰の範囲でございます。表彰は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、本市における良好な景観の形成に顕著な功績のあったものに対して行う。としまして、その下に第1号から第7号まで規定してございます。第1号につきましては、都市計画法の地区計画、防災街区整備地区計画や歴史的風致維持向上地区計画、沿道地区計画などでございます。また、景観法で景観協定の策定に主体的に参画したもの。これは、区画整理などで所有者の合意により景観協定を結ぶることからこの範囲に含めたものであります。

第2号につきましては、主体的に啓発活動を行なっているもの。その下、第3号につきましては、良好な景観を構成する構造物や建築物を保全、管理しているものとあります。

そして第4号ですが、こちらにつきましては、5年以上に渡り、主体的かつ積極的に地域の清掃、草花の植栽その他街並み又は自然の景観を保全する活動を行なっているものとしてございます。

第5号につきましては、周辺の景観に配慮して建築物の設計、工作物の設計または計画もしくは設計をおこなったものとなっております。

第6号は、周辺の景観に配慮して街なみの整備又は当該整備に係る計画若しくは設計を行ったものとなっております。

第7号はその他市長が認める活動を行ったものとなっております。

その下、第4条につきましては、表彰対象の募集でございます。

市長は、期間を決めて表彰の対象を公募又は推薦により募集するものとする。

これは募集または推薦なので、自ら応募しても第3者が推薦しても可能でございます。この募集期間については、検討いたしたいと考えております。

第5条につきましては、表彰の決定応募があった場合、この審議会に諮ります。そこで決定することとなります。

第6条、表彰の方法につきまして、表彰は、表彰状及び記念品を授与することにより行うものとする。ということでございます。

この記念品につきましても今後、どのようなものが相応しいか検討いたしたいと思っております。

第7条、功績の公表。表彰者の同意が得られれば、その功績を市の広報やホームページに掲載し公表するものとする。ということでございます。

それらを見た方々が景観について考え、意識向上につながってくればということを期待するものでございます。

第8条、表彰の時期。表彰は、毎年1回行なうものとする。但し、市長が必要と認めたときはこの限りではない。ということでございます。

建築物の施工や計画などについては年単位で構わないと考えております。景観の保全や清掃などの活動については継続されている場合が予想されますので、基本的には年1回で良いではないかという風に考えてございます。また、表彰時期につきましても、できれば毎年同じ時期のようにすれば、市民への認知度なども上がってくるのではないかという風に考えるものでございます。

第9条につきましては、表彰の取消しについて規定してございます。

簡単ですが、これで議題1木更津市景観表彰要領の説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

議長（阿部会長）ただ今、議案について説明がありました。ご意見、ご質問のある方は、お願いします。

あと私から、これは個人もしくは団体の表彰あるいは、個人のみが対象となりますか。

事務局（椎名主査）想定しているのは、こういったものを作る時に、団体、木更津市内、どんなものがあるかという想定をします。その段階では、皆様のイメージを掴みやすいと思いますが、地元の商店にお花を植えてもらうとか道路に植栽を入れてもらうとか。あとは清掃を常にさせていただくとか、あとは、千葉県でもこういったことをやっているのですが、京葉銀行本店が今年表彰されています。それは実際、設計者に対してとか個人に対するものです。そういったものが出てきておりますので、個人及び団体でも表彰の対象となります。

議長（阿部会長）景観計画の88ページにもありますように、表彰制度と並列でこれはぜひ連動してほしい。これは年間何件くらい表彰を予定されてますか。

事務局（椎名主幹）記念品の種類など詳細が決定していないので、実際どのくらいの設定で予算を確保しなければならないのかなど、その辺は、これから検討させていただきます。

議長（阿部会長）こういう表彰制度というのは、基準が重要で基準が厳しいと浸透しませんし、誰でも彼でももらってしまうとありがたみが無くなってしまふ。頑張っている人が、あれ、まだもらってないの、来年頑張ってもらえると良いね。ぐらいいい塩梅かなど。本末転倒ではないですけど、賞を目指して頑張ってくださいの方がでてくるのではないかなと思います。その辺は、ご検討いただければと思います。

金子委員 鎌足桜の賞をとったと思いますが、そういうのは、誰かが推薦しないと市は出さないのでしょうか。それとも連動するようになっていきますか。

事務局（椎名主査）特に連動するとかはなくてですね、あくまで景観の枠の中でやらせていただくという考え方でよいと思います。市の方で表彰したり、県の方で表彰するなど団体で表彰すると内規で5年間くらい空けてくださいという基準があります。

同じ団体を連続でどんどんやってしまうと、それこそ今、議長が仰ったように価値が無くなってしまいますので、そのさじ加減もすごい大事だなと、そういうところで一応、審議会にかけさせていただいて、この団体は、例えば、平成25年にこういう賞を取っているなど、そういうことも提示しながら検討していく事が必要かなと思っております。町で花の運動がイメージしやすいと思うのですが、道路の植栽のところに花を植えていただく団体も結構いらっしゃるのですが、その辺もやはり何年か空けてなるべく表彰するように調整を多少させていただいているのが実情ですので、連動というよりは、他のところが、その団体がどんな賞をとっているのか調べさせていただいて、結構経っているのではとか、そのようなことをこちらで図らせていただいて、決めていくのではないかと考えております。

議長（阿部会長）他にご質問があればお願いします。

白石委員 花の例は、非常にわかりやすいのですが、花以外もお伺いしたい。

事務局（椎名主査）議長が先ほど仰っていましたが、第1段階はやはり地元のお花とか地元の清掃活動とか海を清掃していただくという、皆さんが普段、触れやすい団体が多分、第1段階だと思います。第2段階、第3段階にいきますと今度は、景観条例と連動していきますが、届出でこういう建物をきれいに造ってください、などそのようなものに今度はなって行きます。先ほど言ったとおり、京葉銀行の本店が表彰を受けてますが、今度はそういう高度なものであったり、実際の建造物でこういったものを造っていただいた団体とか、レベルが上がっていくのが、何年か先なのかなと思います。1番最初の段階というのは、地元の方々になるべく表彰させていただいて、景観条例自体の届出とかの制度が確立されてきて、じゃあ今度金田の方にこれだけの建物ができたよという時にそういったもの、建造物の表彰や団体を表彰するなど、そういう段階に入っていくのではないかと、何年かかけていくのではないかと予想しております。

議長（阿部会長）前向きな話ですので、運用しながらより良い方向に改善することを念頭に、まずは、始めてみるということでもよろしいでしょうか。

では、議題1、案につきましては審議会としては、運用するということがよろしいでしょうか。

では、これで終わりにして、最後その他ということで、先ほど少しお話にもありましたが、景観形成重点地区の候補地区に関して、昨年度の調査結

果についてお願いします。

事務局（中村副主幹）では最後に次第の5番となっておりますが、その他、景観形成重点地区の候補地区について、調査結果についてということでございます。資料の1番最後につきまして、調査結果というインデックスがついてございますが、それをめくっていただきますと調査報告書ということで、まず、かずさアカデミアパーク地区ということになってございます。先ほども申したのですが、本市の景観形成を図る上で特に重要な地区を景観形成重点地区と指定し、積極的な景観形成を図りますという説明を申し上げましたのが、その候補地区3地区につきまして、昨年度、平成27年度に調査委託をした結果でございます。

1枚めくっていただきますと、かずさアカデミアパーク、まずA3版を織り込んだものでございます。こちらにつきましては、まず公園について、どのような公園があるのかという位置と写真がございまして、

そして、めくっていただきますと同じ地区で軒先ということでございます。また、めくっていただきますと今度は、緑化、そして案内サイン、眺望ポイントなどです。アカデミアパーク地区でのそれぞれの景観について、全体的にまとめたものが綴られている結果でございます。

かずさアカデミアパーク地区につきましては、これまでも景観に配慮した建設・整備を行って参りました。その結果、地区内には周辺の自然と調和した美しい景観が形成されております。

つづきまして、木更津駅西口地区です。また表紙がございまして、

この表紙をめくっていただきますと神社・仏閣のマップとして、それぞれの写真が1部についてございます。

そして、つづきましてレトロ建築物ということで同じように建物の写真がついてございます。そして、公園や緑地、めくっていただきますと今度、港湾・河川と続きまして大規模な建築物、屋外広告物となってそれから先、数枚に渡りましては軒先調査ということでそれぞれ商店や家並などの軒先についての写真が地図とともに、数ページに渡って記載してございます。

この木更津駅西口地区は、古くからの港町、寺町としての歴史を有する地区でございます。この地区内には古くからの港町を感じさせるレトロ建築や、由緒ある神社・仏閣等が点在してございます。

こうした景観資源につきましては、木更津市の成り立ちや履歴を伝えるものとしまして、貴重なものと考えてございます。

最後3番目として、かずさアクアシティ地区ということでございます。表紙をめくっていただきますとまたA3版で神社・仏閣ということで地

図とそれぞれの写真がございます。

こちらについての対象地区につきましては、UR都市機構が区画整理を行なった区域、金田東地区の区域と中島集落について対象地区となっております。公園などにつきましては、調査では、2つしかないのですが、今後、公園用地につきましては、整備が進むものと考えてございます。

この金田地区に位置しますかずさアクアシティ地区につきましては、東京湾アクアライン連絡道を挟んだ2地区の区画整理事業により整備が行われており、新しい街でございます。商業・業務・流通・レジャーなどの施設や多様なライフスタイルに対応した住宅地が調和した多機能複合型の都市としての開発が進められており、新しい木更津市の玄関口となる地区でございます。

景観重点地区の候補として調査をした結果につきましては、以上のような形となっております。

議長（阿部会長）ありがとうございます。景観計画にも挙げられている候補地区3地区について、かずさアカデミアパークは、これは県の主体となって長年、景観のコントロールをしているので、地区とって良いような感じですが、隣の君津市にかかる部分もあるので、一体的に考えるよりは、隣の君津市と連携を深く築いていくこと、一方で、金田地区、かずさアクアシティ地区は、これから大きく景観が変わっていくだろうということで、予め、推進できるのではないかということだと思います。

現況については、今、ご説明いただいた内容かと思います。どのようなスケジュールで進みますか。

事務局（中村副主幹）今年度につきましては、この重点地区につきましては、木更津駅の港口、西口地区の方で、地元の説明会やかワークショップなどを行い、指定に向けた事前調査など地元の方向性を確認したいと考えています。

議長（阿部会長）何か、ご質問ないでしょうか。ちなみに西口の調査はしたのでしょうか。

事務局（中村副主幹）調査報告書が、あまりにもすごい量になってしまいまして、またご報告できる機会がありましたら正式な形で、させていただければと思います。

今回は、概略ということで、大枠のものを掴んだような形でご報告をさせていただいた次第でございます。

議長（阿部会長）ありがとうございます。以上で、議事が全て終了いたしました。それでは、進行を事務局へお返しいたします。

司会（宮澤次長）阿部会長ありがとうございます。今後の予定について事務局よりお

願います。

事務局（中村副主幹）はい。今年度の予定につきまして、景観形成重点地区につきましては、先ほど説明したような形で西口地区について活動を行なっていきたいと考えております。また、それ以外につきまして、景観街づくり団体の認定要領及び景観形成補助金交付要綱の策定を考えてございますので、そちらの手続きや調整などを今年度行ないたいと考えてございます。そのため、次回の審議会ですが、今考えてございますのは、夏の終わりくらいから秋くらいにかけて、幅があって申し訳ありませんが、その頃の季節、時期を予定してございます。また、決まりましたら、ご連絡させていただきたいと思っておりますので、出席の方をよろしくお願い致したいと存じます。以上です。

司会（宮澤次長）以上をもちまして、第1回木更津市景観推進審議会を終了させていただきます。委員の方々には、長時間に渡りご審議をいただき、誠にありがとうございました。お疲れ様でした。